

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成18年度白老町水道事業会計補正予算(第1号))

議長(堀部登志雄君) 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、佐藤上下水道課長。

上下水道課長(佐藤克悦君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成18年5月31日提出、白老町長。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)を次のとおり専決処分する。平成18年4月19日、白老町長。

これは、先ほど専決の報告をさせていただいた、水道事故に関わる補正となっております。

平成18年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)。第1条、平成18年度白老町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成18年度白老町水道事業会計予算(以下「予算」という。)は、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

既定予算額、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、11,999千円。補正額103千円。補正後12,102千円です。

支出。1款水道事業費用、第2項営業費用、既定予算額は344,797千円。補正額162千円。補正後が344,959千円であります。

続きまして、次のページですが、平成18年度白老町水道事業会計補正予算実施計画書は、記載のとおりとなっております。

続きまして、中段の平成18年度白老町水道事業会計補正予算説明書に基づいて、説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出。収入の部ですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、目雑収益。節はこの、その他雑収益ということで、先ほどの損害賠償保険の保険会社からの補填される保険料で、103千円を補正をしております。

支出。1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費。節46補償金。これ162千円となっておりますが、ここで不足を生じております59千円につきましては、純利益から補填するものであります。

説明が前後しますが、収入。変更前の439,073千円。支出419,819千円。ここで、19,254千円の純利益が生じておりますので、59千円を補填するものであります。以上です。

議長(堀部登志雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。